

生産緑地地区の変更理由書について

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【変更の必要性】

市街化区域内において、緑地機能等の優れた農地を計画的に保全することにより、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため。

【変更の内容】

諏訪地区2地区及び水子地区54地区を第223号生産緑地地区～第278号生産緑地地区に指定する。

【関連する都市計画】

区域区分（埼玉県決定）

地区計画を策定し、良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。